



練馬区消費者だより

ぷりむ

©2011 練馬区ねり丸

第281号

消費トラブル処方せん

クーリング・オフ 使えるものは限られています
……………P2~3

くらしサポート情報

老後のお金の話
60代から始める新NISAを考える……P4~5

お知らせ

案内

消費者講座 …………… P 6

報告

第51回「消費生活展ねりま2023」…… P 6

注意!

住宅の点検商法

とつぜん業者が訪問し、無料点検と称し不安をあおり工事や商品の契約を進める点検商法には、様々なものがあります。業者の言葉を信じてすぐに契約することなく、きっぱりと断りましょう。

～床下工事編～



点検商法による消費者被害を防ぐために、

- ① ドアを開けない
 - ② 点検させない
 - ③ 契約しない
- 「無料で点検する」と言われた際は、「必要ありません」と断りましょう。

編集・発行 ● 練馬区経済課(消費生活センター)

練馬区石神井町2-14-1 電話: 03-5910-3089

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ: 練馬区消費生活センター

検索

消費生活相談専用電話 03-5910-4860(月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

クーリング・オフ 使えるものは限られています

「そもそもクーリング・オフってなに?」「クーリング・オフが使えないことがあるの?」

「具体的にクーリング・オフはどうすればいいの?」

クーリング・オフ制度は使えるものや状況・期間などが限られています。

どんな時に利用できるかを学んでみましょう。



クーリング・オフとは「契約をなかったことにすること」です

たとえば、訪問販売や街中でのキャッチセールスなど、断れない状況や不意打ち的な状況にあったときに、冷静に判断できないまま契約をしてしまうことがあります。

そこで、契約した後も消費者が頭を冷やして考え直した結果、契約をやめたいと思ったときに、一定の商取引において、“契約の撤回や解除ができる制度”がクーリング・オフです。



こんな時はクーリング・オフが使えます

では、クーリング・オフはどんな時にできるのでしょうか。先ほど述べたように、クーリング・オフは何にでもできるわけではありません。代表的なものは以下の表のとおりです。

取引形態	販売方法	期間	適用対象品目
訪問販売	家庭訪問等営業所以外で行った契約 (キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法)	8日間	原則すべての商品・役務(サービス)・特定権利
電話勧誘販売	業者の電話勧誘行為により申込みを行った契約	8日間	原則すべての商品・役務(サービス)・特定権利
連鎖販売取引 (マルチ商法)	「人に紹介すれば報酬を得られる」などと勧誘し、商品や役務(サービス)を契約させる	20日間	すべての商品・役務(サービス)・権利
特定継続的役務提供	継続的なサービス(役務)の提供を受けることを内容とする契約。店舗に自ら出向いて行った契約(期間・金額に条件有)も含む	8日間	エステサロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	提供される仕事で収入を得るために行った商品購入等の契約(店舗での契約も含む)	20日間	すべての商品・役務(サービス)・権利
訪問購入	事業者が営業所等以外の場所で売買契約をして物品を購入する契約	8日間	大型家電、家具(骨董品・収集品は除く)、自動車、書籍、DVD、CD。ゲームソフト類、有価証券を除いた原則すべての物品

全国消費生活相談員協会 HP参照

あれ?スマホでよく見て買ったのに~



クーリング・オフはできません!

通信販売はクーリング・オフができません

通信販売は、消費者がある程度その商品等の品質等を確認したうえで「この商品を買おうかな」と考える時間が十分にあり、自分の意志で購入したものとみなされます。

そのためクーリング・オフの制度が適用できません。

■ クーリング・オフのポイント

▶ 契約書や申込書はきちんと受け取りましょう

書面に会社名、連絡先、金額、日付などが記入されているかよく確認しましょう。

▶ クーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日から起算します

たとえば訪問販売の場合、1月1日に書面をもらった場合は1月8日までが対象期間となります。

▶ クーリング・オフの通知には必要な情報を漏れなく書きましょう

右の図のように、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額など)を漏れなく書きましょう。

▶ 通知はクーリング・オフ期間内に発信しましょう

クーリング・オフ通知は「相手先に発信した日」に効力が発生します。クーリング・オフの期間が8日なら8日目の消印までが有効です。

▶ クレジット会社にも通知しましょう

クレジット契約をしている場合は、引き落としされないようにクレジット会社にも同時に通知しましょう。

▶ 記録は保管しておきましょう

はがきや封書で通知を送る際には記録を残すためにも「簡易書留」や「特定記録郵便」を利用しましょう。

証拠としていつでも提示できるよう、メールや送信画面はスクリーンショットなどを活用し、保管しておきましょう。

クーリング・オフ通知の例

通 知 書

クーリング・オフを希望します。

契約年月日: 令和〇年〇月〇日

販売会社: 〇〇株式会社

購入品名: 〇〇〇

契約番号: 〇〇〇—〇〇〇

契約者名: 〇〇 〇〇

契約金額: 〇〇〇〇円

日付: 令和〇年〇月〇日

住所: 〇〇〇〇

メールでもクーリング・オフができるようになりました。

これまで、クーリング・オフは「書面」か「はがき」による通知しかできませんでした。しかし、法制度が変わったことで、「FAX」やスマホ等の「電子メール」「インターネット」(事業者が自社のウェブサイトにはクーリング・オフ専用フォーム等)でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。

お金は返って
きましたか?



トラブルやわからない
ことがあるときはその
ままにせず、

早めに電話で
相談ください。



練馬区消費生活センター

☎ 03-5910-4860

Fax 03-5910-3440

月～金曜日 午前9時～午後4時30分
(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)

クーリング・オフは消費者の味方です。

正しく知って使いましょう。

「これはクーリング・オフできるのかな?」などと判断に迷ったときには、自分ひとりで考えず、まずは、消費生活センターへ相談してみましょう。

老後のお金の話 60代から始める新NISAを考える

国が投資による資産形成を推進し、2024年から「新NISA」へと制度の中身が変わりました。非課税枠が大幅に増えるなど、新NISAへの関心が高まっています。60代以降のシニア世代が、これを機に投資を始めようとする時、どんなことに留意したらよいのか考えてみました。

60代からの投資を考える理由は？

現役世代とは違う60代からの投資

50代に比べて、60代は大幅に収入が減っていきます。そのため60代以降のシニアは毎月の収入からではなく、大切な老後資金から投資するお金を捻出することになります。60代以降のシニアは現役世代より一層投資に対して慎重に検討する必要があります。



新NISAのメリット

- ① 株式や投資信託の値上がり益や配当金・分配金にかかる約20%の税金が非課税
- ② 金融庁の基準を満たした比較的低リスクの商品が厳選されている
- ③ 投資信託にかかる販売手数料が無料、信託報酬（運用管理費用）が一定の水準以下



新NISAになって変わった点

- ① 年間投資額が大幅に増えた
年間360万円（つみたて投資枠120万円・成長投資枠240万円）まで
- ② 非課税枠が元本1800万円までに増額された
（ただし成長投資枠の非課税保有限度額は1200万円まで）
- ③ 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能になった
- ④ 制度が恒久化され、非課税期間も無期限になった

シニアや年金生活者が「新NISA」を始めるときに考えたいこと

定年間近な夫婦が老後資金について話している会話



老後は年金だけでは生活できないと思うの。
そうすると今ある貯金を取り崩していくことになるんだらうけど、貯金が減っていくのは不安よね～。



だったら新NISAで運用を始めたらどうかな。
貯蓄より利回りが高くて、1800万円までの投資には税金がかからないし、利益は丸々手元に残るから、そのほうが絶対得だよ。



今ある貯蓄を投資に回すってこと？
これから年齢をとっていくなかで入院したり、緊急に大きなお金が必要になったらどうするの？
大体ウチにどのくらいお金があるかわかってるの！



考え方 その①

まずは手元の金融資産の総額を把握

現金・預貯金・有価証券等を調べましょう。
（不動産や車のローンなどの負債も含む）



新NISAはいつでも売却して現金化できるよ。
データからすると15年から20年置いておけば元本割れもしないようだし…。



じゃあそれより前に売ったら元本割れしているかもしれないのよね。



その心配もなくはないけど、現金で持っていてもしインフレで貯蓄が目減りしていただけだよ。



でもウチにそんなゆとりがあるのかしら？
投資やお金のことに詳しい友達に聞いてみるわ。

考え方 その②

投資のためのゆとり資金があるのかどうか確認

医療や介護費用・家の修繕・生活費の補填など将来必要となるお金はしっかり確保したうえで、運用できるゆとり資金があるのかどうか判断する。

お金に詳しい友人に投資について相談している会話



夫がウチのお金を新NISAで投資するっていうの、大丈夫なのかしら？



30代40代の方が20年～30年かけて資産形成するにはいいみたい。
でも若い人は運用期間が長いけど、私たちは短かいのがネックよ。
それより認知症になって、新NISAで運用していることを忘れてしまったり、「本人でないと売却できません」と言われたら困るわよね。



いよいよ介護施設に入居となったときにお金が足りなかったら、私はとても困るわ。
それから夫は、銀行にお金を預けているほうが目減りするっていうんだけど、どういうこと？



銀行に預けておいてもほとんど利息はつかないし、物価が上がると資産が減るっていうことよ。
だから資産を減らさないように新NISAで投資運用して増やそうという考えね。
でも、まずは老後の資金計画を立てて、投資に回せるお金があるのか、ないのか見極めるのが先じゃないの。



わかった。夫とそこから話し合ってみるわ。



考え方 その③

現役世代とは違うシニアの運用

シニア世代はまとまった金融資産があっても、毎月の収入が少なく運用期間も短いので損失を出すと挽回は難しい。
現役世代のようなリスクをとってもお金を増やすという投資より、今ある資産を守り長持ちさせるため、インフレ対策として資産を減らさないための資産運用を考える。

まとめ

- ・「新NISA」は元本保証ではない投資であること・元本割れのリスクがあることを忘れずに
- ・投資はゆとり資金で



—金融庁 NISA早わかりガイドブック参照—

イラスト (P4, 5) / 岡 万記子

案内 消費者講座

(会場 石神井公園区民交流センター2階)

保育可(満1歳以上の未就学児)

講座名/講師	日時/会場	内 容	定員	申込期間
スパイスマダム直伝! チャイを通してスパイスを学ぶ 東京スパイスハウス オーナー 川久保 美希 氏	2月8日(木) 午前10時～正午 展示室	毎日の暮らしが楽しくなるスパイスの楽しみ方を学びます。(初心者向け)	30名 先着順	1/21(日)～2/1(木)まで 保育室利用の場合 1/26(金)まで
「お墓を知る」 ～私のお墓、どうする?～ 終活コーディネーター 金瀬 千里 氏	2月15日(木) 午前10時～正午 展示室	近年、考え方の変化とともに選択肢が広がった、お墓の種類や供養方法を学びます。	50名 先着順	1/21(日)～26(金)
未来の食 日本の農業はどうなるのか 食政策センタービジョン21主宰 安田 節子 氏	2月29日(木) 午前10時～正午 展示室	日本の食は輸入頼り、農業は高齢化、後継者不足等、問題を抱えています。食の未来を考えます。	50名 先着順	2/1(木)～2/22(木)まで 保育室利用の場合 2/16(金)まで
発酵食品を使ってお手軽料理 ～食べてカラダを整えよう!～ 料理研究家 小島 厚子 氏	3月12日(火) 午前10時～午後1時 料理実習室	免疫力を高める効果がある発酵食品に秘められた力を学びます。	16名 先着順	2/21(水)～3/1(金)まで 保育室利用の場合 2/28(水)まで

●申込先(練馬区経済課消費生活係) 電話 03-5910-3089 QRコードからの申込はこちら
(平日午前8時30分～午後5時15分) (「メール作成画面はこちら」をタップしてください)

申込受付期間を確認のうえ、①講座名 ②氏名(フリガナ) ③住所 ④電話番号をお知らせください。

※保育室を利用希望の場合、お子さんの氏名(フリガナ)と年齢もお知らせください。



報告 第51回「消費生活展ねりま2023」を令和5年11月11日(土)に開催しました



『「今」を知ろう! 未来のために』をテーマに、消費生活団体等25団体が消費生活に役立つパネル展示や、子ども向けの実演を行いました。曇天で肌寒いにもかかわらず、535名の方に来場いただき、ありがとうございました。「消費について新しい知識が身につきました」「地域の消費活動を多様に知れて良かった」などのお声をいただきました。今回展示したパネルの一部は、5月下旬に区役所アトリウムに展示をする予定です。

※【ぶりすむ】の録音版・点字版(視覚障害者用)を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一歩の会」TEL・FAX 03-3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

遺言・相続・終活の不安、ご相談ください。

遺言も相続も終活も、お一人お一人違った不安や心配があるものです。当事務所ではお客様のお気持ちを大切にしてお話をお伺いします。予約制ですので、まずはお気軽にお問い合わせください。

うえの行政書士FP事務所

〒177-0041 練馬区石神井町2-15-20-106

代表 上野 誠

☎ 03-6671-5089

(行政書士 ファイナンシャルプランナー) ホームページ <https://uenojimusyo.com/>